

「福岡県ユニバーサルツーリズム推進事業」業務委託公募仕様書

1. 目的

福岡県を訪れるすべての観光客が、年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず観光を楽しむよう、受入環境の充実を図るため、実際に観光客を受け入れる観光事業者が抱える様々な課題に対してアドバイザーの派遣による解決に向けた伴走支援、県内のユニバーサルツーリズムに関する情報発信、ユニバーサルツーリズムに対応したモデルコースの作成を行う。

2. 業務名

「福岡県ユニバーサルツーリズム推進事業」業務委託

3. 委託期間の実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

(1) ユニバーサルツーリズムアドバイザー派遣

観光関連事業者のユニバーサルツーリズムに対する具体的な取組を開始するための伴走支援として、個々の施設にアドバイザーを派遣し、ソフト面（バリアフリー情報の発信や各種制度の登録促進等）やハード面（施設整備の改善や備品購入の提案等）について、各施設の実情に応じたアドバイスを行い、ユニバーサルツーリズムの推進及び受入体制の充実を図る。

①参加対象

観光関連事業者（観光施設、交通事業者、宿泊施設、飲食店等）

②実施内容

(ア) アドバイザーの配置

- ・ユニバーサルツーリズムに精通したもしくは実績のあるアドバイザーを、県と協議の上、分野別（身体障がい・発達障がい・高齢者・LGBTQ等）に配置すること。

(イ) 支援事業者の募集・決定

- ・本業務を活用する観光関連事業者を募集するためのチラシ及び申込フォームを作成するとともに、WebサイトやInstagram等のSNSを通じて情報発信を行い、幅広く参加の働きかけを行うこと。
- ・支援事業者：20事業者程度
- ・募集期間：6月～7月中旬（HP等で周知）
- ・支援決定：県と協議のうえ決定（委託事業者から通知）
※支援決定した事業者数が20事業者を下回った場合、随時募集すること。

(ウ) 支援事業者へ派遣するアドバイザーの選定

- ・支援事業者の課題や取り組み内容に精通しているアドバイザーを選定すること。必要に応じて、1事業者につき複数名選定し、県に提案すること。

(エ) アドバイザーの派遣

- ・支援事業者に対して、課題抽出のためのヒアリングを行い、アドバイザー派遣後も支援事業者が独自でユニバーサルツーリズムに取り組むことを念頭とした目標設定を行うこと。
- ・派遣回数：1事業者あたり年間3回程度
 - ※適宜、支援事業者からのメール・電話等による相談に応じること。
- ・支援例：1回目：現状把握、課題分析、支援計画書の作成
 - 2回目：支援計画書に基づき、ソフト面・ハード面の支援を実施
 - 3回目：実施状況の確認・フォローアップ、次年度以降の展開の検討
- ・支援事業者の課題を解決し、実践的なユニバーサルツーリズムの取組の実施につながるよう、具体的なアドバイス（現状分析・取組方法の教示等）、取組状況の確認を行うこと。なお、支援事業者に対し資料を提供する際は、著作権などの問題がなく、支援事業者が派遣終了後も活用できるものとする。
- ・支援事業者に対し、可能な限り、観光庁が実施する「観光施設における心のバリアフリー認定制度」（※）の取得を促すこと。

（※）「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の概要や詳しい制度については、以下URLから観光庁のHPをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kokorono_barrier-free/index.html#nintei01

- ・派遣1回目には目標達成に向けた支援計画書を作成すること。
- ・派遣最終回には、アドバイザー派遣後も支援事業者が継続的にユニバーサルツーリズムへ取り組むよう、次年度以降の展開の検討等のフォローアップを行うこと。

（オ）アンケートの作成及び実施

- ・派遣終了後、支援事業者に対してアンケートを実施し、結果をとりまとめて県に報告すること。
- ・アンケートの内容は、事前に県と協議の上、決定すること。

（カ）県への報告

- ・支援事業者への派遣1回目に作成した支援計画書を派遣後速やかに県へ提出すること。
- ・派遣毎に派遣報告書を作成し、派遣後1週間以内に県へ提出すること。
- ・アドバイザー派遣全体の進捗状況をまとめた資料を作成し、適宜、県へ提出すること。

（キ）その他

- ・支援事業者とのスケジュール調整等、アドバイザー派遣に係る事務局運営業務について行うこと。
- ・アドバイザー派遣の様子を撮影すること。撮影した写真は、県の資料等で使用することができるよう、二次使用も含めて許可を取った上で、県へ納品すること。

（2）情報発信

福岡県のユニバーサルツーリズムに関する情報を発信し本県への観光客誘客を図るため、観光施設や宿泊施設等へ取材を行い、福岡県観光サイト「クロスロードふくおか」（以下、サイト）にて、「施設情報」及び「特集記事」を作成し、掲載・公開すること。

サイトへの掲載・公開にあたっては、サイトを運営する「公益財団法人福岡県観光連盟」（以下、連盟）及び「株式会社トラベルジップ」と連携すること。また、サイトへの掲載・公開に係る費用は本事業費に含むこととする。基本的に株式会社トラベルジップは、サイトの実装に向けたシステムの構築やCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）への情報入力を想定しており、取材及び原稿作成は委託事業者にて行うこと。

①アドバイザーの設置

- ・ユニバーサルツーリズムの観点から、取材、サイトへの掲載・公開ができるよう、情報発信の内容や取材方法等についてアドバイスを行うアドバイザーを設置すること。

【想定される相談内容】

- ・取材先へのヒアリング内容
- ・サイトへの掲載が必要な情報や写真の選定
- ・サイトに掲載するピクトグラムの種類 等
- ・アドバイザーは、県、連盟及び株式会社トラベルジップからの相談事項について、適宜対応すること。
- ・なお、モデルコース（※）の情報を発信することから、アドバイザーは、（3）②（ア）にて設置するアドバイザーと同一であることが望ましい。

（※）モデルコースは後述の「（3）ユニバーサルツーリズムに対応したモデルコースの作成」にて、作成するものを指す。

②サイトへの「施設情報」及び「特集記事」の情報掲載について

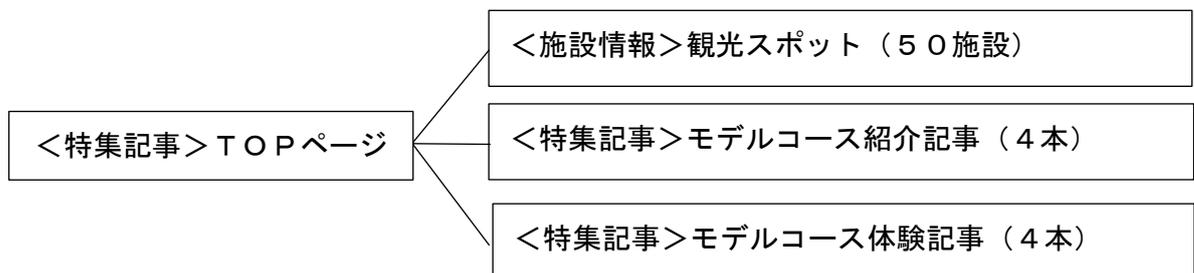
- ・サイト内に、（2）③で取材した内容を基に、「施設情報」及び「特集記事」を作成し、掲載・公開すること。

（ア）掲載場所

福岡県観光サイト「クロスロードふくおか」

<https://www.crossroadfukuoka.jp/>

【掲載イメージ（※）】



（※）参考：同様の構成のサイトページ「クロスロードふくおか」サイクル特集ページ

<https://www.crossroadfukuoka.jp/feature/cycle>

（イ）「施設情報」及び「特集記事」の作成

- ・施設情報（※）：50施設

（※）観光施設や宿泊施設等の基本情報（施設名、営業時間等）、バリアフリー・ユニバーサルデザインの整備状況に関する情報（多目的トイレやエレベーターの有無、

筆談対応の可否等)、観光に関するポイントを掲載するもの。

・特集記事：9本

【特集記事内訳】

TOPページ(ユニバーサルツーリズムの紹介)	1本
モデルコースの紹介記事	4本
モニターツアー参加者の体験記事	4本

(ウ) アイコンの作成

・各スポットやモデルコースのユニバーサルツーリズムの対応状況(多目的トイレ、エレベーター、車いすの貸出、筆談対応等)を示すためのアイコン(※)を作成すること。

(※)アイコンは、各施設のユニバーサルツーリズムの対応状況を分かりやすく示すピクトグラム等のこと。

③取材について

サイトに「施設情報」及び「特集記事」を掲載・公開するため、以下(ア)～(ウ)へ取材を行うこと。

(ア) 観光施設や宿泊施設等

・「施設情報」へ掲載する観光スポットとして、県が指定する観光施設や宿泊施設等計50施設へ現地取材を行うこと。

(イ) モデルコース

・(3)にて作成する4つのモデルコースを紹介する「特集記事」を作成するため、モデルコースに関連する施設等へ取材を行うこと。

(ウ) モニターツアー参加者

・モデルコースの体験談を紹介する「特集記事」を作成するため、(3)にて実施するモニターツアーの各コース参加者1名に対し、モニターツアーの実施にあわせ取材を行うこと。

(エ) その他

・「施設情報」及び「特集記事」は、県と協議の上決定することとし、複数回校正できることとする。

・取材先へのアポイント取得等、取材に係る一連の業務は受託事業者が行うこと。

・取材で撮影または取材先から提供があった写真については、県や連盟の広報媒体(WEB、SNS、印刷物、イベント等)や資料等で使用することができるよう、二次使用も含めて許可を取ること。

・取材で収集した画像データのうち二次使用可能なデータについては県及び連盟へ納品を行うこと。あわせて、画像データの名称、場所、収集元、著作権者、撮影許可者、トリミング及び色加工の可否など、使用にあたって必要な情報をリスト化しておくこと。

④その他

サイトへの掲載・公開に向けた関係事業者(連盟、トラベルジップ等)との連絡、スケジュール調整等の運営に係る業務を行うこと。

⑤県への報告

- ・各業務の実施にあたっては、県と協議の上、実施すること。
- ・サイトへの掲載・公開に向けた年間スケジュールを作成すること。
- ・適宜、進捗状況を県へ報告すること

(3) ユニバーサルツーリズムに対応したモデルコースの作成

県内どこでも安心して観光できる福岡県をPRするため、ユニバーサルツーリズムに対応したモデルコースを作成する。

①モデルコースの内容

(ア) 作成数

4コース

(イ) 作成エリア

- ・県内4地域（北九州・福岡・筑後・筑豊）でそれぞれ1コースずつ作成すること。
- ・県外、国外からの観光客の利用を想定して、本県の玄関口である主要な公共交通機関・施設（福岡空港、北九州空港、博多駅、博多港等）から各コースへのルートおよび提供サービスについても情報収集・整理すること。
- ・各地域での作成について、コース内のスポットを一つの市町村に集中させることなく、複数の市町村を周遊させること。

【各地域の市町村】

北九州：北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、荇田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

福岡：福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、筑前町、東峰村

筑後：大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、大刀洗町、大木町、広川町

筑豊：直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町

(ウ) 内容

- ・本県ならではの魅力（食、日本酒、伝統工芸、自然等）を感じることができるスポットやユニバーサルツーリズムの対象となる方の訪問意向のニーズ等を基に選定し、モデルコースを作成すること。
- ・モデルコースの作成に際しては、対象となる観光スポット等について、ユニバーサルツーリズムに資する施設設備（出入口のスロープ、トイレ、エレベーター、案内、通路、駐車スペース等）や移動ルートが、配慮を必要とする方も利用できるものとなっているか否かを調査・整理すること。
- ・モデルコースは、基本的に日帰りの行程とするが、モデルコースを参考にする観光客が県内での宿泊も選択できるよう、宿泊施設の情報も調査・整理すること。

なお、宿泊施設の選定については、ユニバーサルルームやバリアフリールームを備えていることが好ましいが、そうでない場合は、ユニバーサルツーリズムに資する施設整備情報を明確にすること。加えて、本ツーリズムの対象となる方の受入に積極的な施設を選定すること。

- ・モデルコースは、すべての人にとって、安心・安全なルートを示すものであるが、必須条件として車いすを利用される方が周遊できるコースとすること。

②モデルコースの作成方法

(ア) アドバイザーの配置

モデルコースの作成にあたり、ユニバーサルツーリズムに精通したもしくは実績のあるアドバイザーを配置すること。

(イ) モデルコースの作成手順

- ・(3) ② (ア) で設置したアドバイザーとともに、県と協議しながら、以下の手順にてモデルコースを作成すること。

【モデルコース作成手順】

手順1：モデルコース案の作成
「(3) ①」に基づくモデルコース案を、県内各地域の観光スポットや移動手段をアドバイザーと調査の上、県と協議しながら作成すること。
手順2：ワークショップの開催
<ul style="list-style-type: none"> ・手順1にて作成したモデルコース案のブラッシュアップを図るため、(3) ② (ア) で設置したアドバイザーをファシリテーターとし、モデルコースの関連事業者（観光施設運営事業者、飲食店運営事業者、交通事業者等）、県が協議・検討するワークショップを開催すること。 ・開催回数：各コース1回以上 ・開催方法：原則、対面 ・その他：議事録を作成し、県へ報告すること。
手順3：モデルコース案の確認
手順2にてブラッシュアップを図ったモデルコース案を、アドバイザーが現地で確認し、さらなるブラッシュアップを図ること。
手順4：モニターツアーの実施
手順1～3を通して作成したモデルコース案を検証するため、モニターツアーを(3) ③のとおり実施すること。
手順5：モデルコースの確定
手順4にてモニターツアーを実施後、モニターツアー参加者からの意見を基にモデルコースの改善を行い、県と協議の上、モデルコースを確定させること。

③モニターツアーの実施について

- ・「(3) ②」にて作成するモデルコース案を検証するため、モニターツアーを実施すること。
- ・開催回数：4回（各モデルコース1回）

- ・参加者：各コース3～4人。県と協議の上、決定すること。

※ユニバーサルツーリズムに対応したモデルコースの検証を目的とするため、多様な視点からの評価を得るべく、以下の特性を持つ方の内、3～4名を参加者として募集すること。ただし、必ず1名は車いすを利用される方とすること。

【参加者構成】

車いす利用者、高齢者、身体・視覚・聴覚に障がいをお持ちの方、内部障がいをお持ちの方、発達障がいをお持ちの方、親子連れ、ベビーカー利用者、性的少数者の方 等

- ・モデルコースを分析するため、アンケートを作成し、ツアー終了後、参加者へ配布すること。
- ・情報の記録として、実証の様子を撮影すること。撮影した写真は、県の資料等で使用することができるよう、二次使用も含めて許可を取った上で県へ提出すること。

④その他

モデルコースの作成に係る関係者（観光関連事業者、モニターツアー参加者等）との連絡、スケジュール調整等の運営に係る業務を行うこと。

⑤県への報告

- ・各業務の実施にあたっては、県と協議の上、実施すること。
- ・適宜、進捗状況を県へ報告すること。

(4) 報告業務

①定期報告

- ・(1)～(3)の業務に関して、事業実施前に、県と実施内容を協議すること。
- ・本事業全体の進捗状況を、毎月1回、県に報告すること。
- ・適宜、県と協議（対面を主とする）して、議事録を作成し県に報告すること。

②実績報告

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式任意）を提出して検査を受けること。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果
- ・委託業務収支決算（計算）書
- ・委託業務にかかる支出の費目別内訳
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- ・委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること

(5) 業務実施体制の確立

業務を円滑かつ継続的に実施するための体制を確立すること

5. 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成すること。

- ・作成にあたっては、別添「企画提案公募要領」を参照の上、提出すること。
- ・提案にあたっては、統計情報や各種レポート、自社の業務実績等、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること。

(1) ユニバーサルツーリズムアドバイザー派遣

- ・アドバイス支援（年間3回程度）の実施内容やスケジュールについて、具体的に示すこと。
- ・起用を想定しているアドバイザーの経歴やユニバーサルツーリズムを含む観光振興に関する知見、選定理由等について示すこと。
- ・事業の具体的な周知方法及び周知先について示すこと。

(2) 情報発信

- ・起用を想定しているアドバイザーの経歴やユニバーサルツーリズムを含む観光振興に関する知見、選定理由等について示すこと。
- ・どのような体制で取材及び記事の作成を行うか示すこと。
- ・サイトに掲載する施設情報と特集記事の内容を具体的に示すこと。

(3) ユニバーサルツーリズムに対応したモデルコースの作成

- ・起用を想定しているアドバイザーの経歴やユニバーサルツーリズムを含む観光振興に関する知見、選定理由等について示すこと。
- ・モデルコース案を提案すること。提案にあたっては、コース内の観光スポットや移動手段の選定理由を示すこと。
- ・モニターツアー参加者の募集方法を示すこと。

(4) 事業実施体制・スケジュール

- ・本事業への取組体制（人員・経験等）について、明確に説明すること。
- ・本事業への取組に関する作業工程、作業フローについて図表等を用いてわかりやすく明示すること。

(5) 独自提案事項

- ・提案者の知見や他事例を参考に、ユニバーサルツーリズムの推進や情報発信において、効果的と思われる取組について提案すること。

6. 履行期限

令和9年3月31日

7. その他

(1) 秘密の保持

受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密事項として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成16年12月27日福岡県条例第57号）を遵守しなければならない。

(3) 再委託の禁止

- ・原則、第三者への再委託を禁止する。
- ・ただし、事前に文書により福岡県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託することができる。

(4) 著作権

- ・本業務により制作したデータ、写真、文章等の成果品の所有権、著作権（著作権法第27条、28条に規定する権利を含む）、利用権は県に帰属するものとする。ただし、これによりがたい場合は、県と受託者の協議の上、取扱を決定するものとする。
- ・成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報）が含まれる場合には、権利は受託者に保留されるが、県は当該権利を無償で使用できることとする。
- ・成果品の一部に第三者が権利を有する制作物を使用する場合は、所有権、著作権、利用権等に関して、受託者の負担で必要な手続きを行うこと。
- ・他者が有する著作権の侵害など知的財産権等に係る問題が生じた場合は、受託者が全責任を負うこと。

(5) その他

- ・本委託事業に関する詳細な仕様および本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じる場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- ・事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、福岡県に報告すること。